


2. 横浜市高等学校奨学生（給付型）

	<h3>令和2年度横浜市高等学校奨学生募集要項</h3> <p>横浜市教育委員会</p>
<p>1 応募資格 次の(1)から(4)の全てを満たす方が申請できます。</p>	
<p>(1) 保護者が横浜市内在住の方</p> <p>(2) 高等学校に在学し、品行方正な方 ※「高等学校」は特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程を含みます。 各種学校、別科、専攻科等を含みません。 ※保護者が市内在住であれば、高等学校所在地が市内・市外、公立・私立は問いません。</p> <p>(3) 学業成績が前年度1年間（新高校3年生以上は前年及び前々年度2年間）の全履修教科・科目の評定平均値において5段階評価で3.70以上の方。（小数点以下第3位を四捨五入） ・新1年生の場合は、中学校第3学年末の全履修教科 ・新2年生の場合は、高等学校第1学年末の全履修科目 ・新3年生以上の場合は、前年と前々年の2年間の全履修科目 ※ 中学校第3学年末の全履修教科は、高等学校受験時の成績ではなく学年末の成績です。 ※ 中学校には、特別支援学校の中等部、中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程を含みます。</p> <p>(4) 世帯収入が少なく、学資の支払いが困難な方 （目安：4人家族の場合は世帯収入が約500万円程度以下の方 ※上記の収入は目安であり、世帯人数等により生計状況の厳しい方から採用します。）</p>	
<p>2 支給額（返還不要） 月額 5,000円（年額 60,000円） ※本奨学金は高等学校等就学支援金、神奈川県高校生等奨学給付金と併給できます。 ※他の奨学金等とも併給できます。ただし、併給しようとする他の制度が併給不可の場合はその条件により併給できません。</p>	
<p>3 新規採用人数 850人程度（継続採用者と合わせて計1,800人を予定）</p>	
<p>4 選考方法 申請多数の場合は応募資格を満たす方の中で生計状況の厳しい方から採用となり、生計状況が同程度の場合は学業成績が上位の方から採用します。 なお、採用された場合は原則として卒業（正規の修業年限）まで支給しますが、高等学校から報告される修業状況によっては継続採用できない場合もあります。</p>	
<p>5 申請方法 申請書類一式（2、3ページ参照）を、在学する高等学校へ提出してください。 ※前年度以前に本奨学生として採用された方は提出不要です。（辞退後再申請する方は必要）</p>	
<p>6 申請書類の提出期限 在学する高等学校を通して申請いただくため、高等学校により異なります。 在学する高等学校へお問い合わせください。 高等学校から横浜市教育委員会への提出期限は令和2年4月28日（火）必着です。</p>	
<p>7 個人情報 提出された書類は奨学生採用決定事務のみに使用します。</p>	
<p>8 問合せ先 受付時間 8:45～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く） 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課（奨学金担当） 電話 045(671)3474 FAX 045(681)1414 ※本募集要項・申請書類様式①～③は次の URL からダウンロードが可能です。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/syogakukin.html</p>	

9 申請書類

次の書類を準備いただき、在籍する高等学校で取りまとめた後、ご提出をお願いいたします。

提出が必要な書類	対象者	作成または準備する方	備考
奨学生願書 (様式①)	全員提出	本人・保護者	記入例参照。
奨学生推薦調書 (様式②)	全員提出	在学する高等学校 (本人・保護者は記載しない)	学年に関わらず全員必要。記入例参照。
奨学生推薦証明書 (様式③)	新1年生のみ	出身中学校	中学校へ作成を依頼してください。
【生計を同じくする家族の収入等の状況がわかる書類】 障害者手帳など、障害の状況がわかる書類のコピー	全員提出	本人・保護者	必要書類の詳細は次のア～ウ参照。 提出の場合は奨学生願書右下に補記。記入例参照。

※評定平均値が確認できる成績に関する書類については、在籍する高等学校が作成する上記「奨学生推薦調書 (様式②)」に各高等学校で記載していただきますので、申請者本人 (保護者) による記入等は不要です。

～【生計を同じくする家族の収入等の状況がわかる書類】について～

該当する状況に合わせて次の書類を提出してください。不備がある場合は、審査ができず選考の対象となりませんので御注意ください。書類を厳封して提出を希望する場合は高等学校へお申し出のうえ提出してください。

ア 生計を同じくする家族全員が属する生活保護世帯 (公的扶助)

<p>必要書類: コピーで構いませんが、大きさはA4判で文字の判別ができる濃度をお願いします。</p> <p>生活保護受給証明書 (居住区の福祉保健センター長発行の、生計を同じくする世帯全員の名前が記載されており、直近3か月以内に交付されたことがわかる日付のもの。) アに該当する場合は、ウは不要です。</p>

イ 児童養護施設に入所している、または里親制度を利用している申請者 (公的扶助)

<p>必要書類: 直近3か月以内に交付されたことがわかる日付のものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者: 施設長による入所証明書 (原本) ・里親制度利用者: 措置決定通知書等、里親の形態や関係性が分かる書類 (コピー可)
--

ウ ア・イに該当しない申請者 (家族のうち学生の方、平成31 (令和元) 年度に学生だった方は提出不要。記入例参照。)

<p>必要書類: コピーで構いませんが、大きさはA4判で文字の判別ができる濃度をお願いします。 A4サイズでないものは、お手数ですが折り曲げるかA4サイズの紙に貼付するなどしてください。</p>	<p>18歳以上の家族1人ごとに、次のA～Cの書類のうちどれか一つを提出してください。 ※平成31年度＝令和元年度として、どちらかの表示のものを提出してください。</p> <p>A 平成31年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書 B 平成31年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書 (3枚全ての面) C 令和元年度 市民税・県民税 課税 (非課税) 証明書</p> <p>※A: 会社勤務の方等が勤務先の会社等から配付されるもの 「特別徴収義務者用」ではなく「納税義務者用」を提出してください。 B: 自営業の方等が区役所より送付されるもの 「変更通知書」のみでは審査できません。その場合はCを提出してください。 C: 区役所・行政サービスコーナー等で取得できるもの</p> <p>C 取得時には、証明申請書の証明を必要とする理由欄に「横浜市奨学金条例第2条による奨学金等の給付に関する申請」と記載したうえで、手数料が免除 (減免) されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AもしくはBが手元にない場合は、お手数ですがCを御準備ください。 ・収入がない家族の方、扶養に入っている家族の方も全員提出が必要です。 <詳細は4ページのQ&Aも御確認ください。>
--	---

※生計を同じくする家族に障害がある方がいる場合、ア～ウの他に次の書類を提出してください。
次の書類を添付し、奨学生願書の右下余白に赤字で「特別控除あり」と記入し提出してください。

特別控除の種類	証明書類 (コピー可、文字判別ができ氏名がわかるもの。顔写真部分は不要)
障害がある方がいる世帯	障害者手帳など、障害の状況がわかるもの ※障害がある方も、学生でない場合はア・イ・ウA～Cのいずれかの書類の提出も必要です。

※偽り等不正な手段で横浜市高等学校奨学生の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

- ・申し込みは電話でも受け付けています。(4月17日まで)

電話 0463-21-0418 高浜高校 奨学金(在学)担当 中村・遠藤

- ・希望者への申込書類は学校でも配布していますが、横浜市のホームページからもダウンロードできます。

URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/syogakukin.html>

- ・学校への書類提出締め切りは4月23日(木)といたします。
- ・提出書類はなるべく早く学校へ持参してください。

これ以外の在学奨学金の募集については、学校へ届き次第 HP やクラス掲示でお知らせします。